



RIETI Policy Discussion Paper Series 12-P-012

国際投資協定上のパフォーマンス要求禁止条項の法構造

玉田 大
神戸大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

国際投資協定上のパフォーマンス要求禁止条項の法構造

玉田 大 (神戸大学)

要 旨

投資家が海外投資を開始・継続する際に、投資受入国が特定措置の履行を要求することがある（例えば、ローカルコンテンツ使用要求、輸出制限要求、技術移転要求など）。これを履行要求（PR : performance requirement）という。投資受入国による PR は、対内投資を通じて自国企業や自国民に利益を還元させるためにとられる措置であるが、国境を越えた貿易・投資活動を阻害・歪曲させるものであり、国際投資協定はこれを禁止する条項を設けている（PR 禁止条項）。本稿は同条項の法構造を広く分析した上で、日本の国際交渉に向けての提言を行うものである。

第1に、PR 禁止条項の規定方式につき、北米型（具体的な禁止要求内容を網羅的に列挙する方式）と欧州型（PR 禁止を公正衡平待遇条項に組み込んで抽象的・一般的に禁止する方式）に分かれる点を指摘し、それぞれの長短を指摘する。日本は米国型を採用しているが、締結した協定によっては最低基準の禁止（TRIMs レベル）に止まる。第2に、PR 禁止条項の解釈・適用が争われた投資仲裁例を分析し、PR に関する争点を明らかにする。特に、北米型では規定方式が特定の・具体的であり、仲裁廷が「形式」判断を行っている。また、PR 禁止条項の適用可能性に関して「関連性」要件が重視されている点を指摘する。第3に、以上の分析を踏まえて、日本が今後締結する投資協定や FTA において採用すべき PR 禁止条項について提言を行う。

キーワード：履行要求（PR : performance requirement）、国際投資法、国際投資協定、投資協定仲裁（ISDS）、日中韓 FTA、TPP

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独) 経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

本稿は、独立行政法人経済産業研究所における「国際投資法の現代的課題」研究プロジェクト（代表：小寺彰ファカルティフェロー）の成果の一部である。e-mai: tamada@port.kobe-u.ac.jp

はじめに

I. 概要と論点

II. 北米型の分析

III. 仲裁例の分析

IV. 日本型の分析

おわりに

はじめに

外国人投資家による投資設立段階およびその後の投資活動に関連して、投資受入国が各種の措置や義務の履行を要求することがある。例えば、ローカルコンテンツやローカルマテリアル（投資受入国産品）の使用や購入、一定量の製品輸出、輸出制限、現地人材の雇用、技術移転などの要求である。こうした多様な要求を「履行要求」（PR: performance requirement）という。PRの目的は、外国人投資家による投資活動に対して自国産業を保護すること、あるいは国内産業への知的財産・ノウハウの移転を促すことが挙げられる。すなわち、PRは対内投資が自国経済の発展に寄与することを保証するための条件として設定されている¹。他方で、PRは外国人投資家にとっては投資阻害効果や歪曲効果を有するため、国際投資協定（IIA: international investment agreement）は投資受入国によるPRを禁止する規定を設けている（PR禁止条項）。投資家本国は、投資保護および投資自由化（参入の自由化）を図るために、禁止されるPRの範囲を拡張しようとしてきた。

以下、本稿ではPR禁止条項の発展経緯や性質を概観し、法的な争点を抽出する（I）。この争点を検討するために、歴史的にPRに関する先駆的な禁止条項を設けてきた北米型（米国）のPR禁止条項を検討した上で（II）、PR禁止条項の解釈適用が問題となった投資仲裁事例を検討する（III）。以上の検討を踏まえ、日本型のPR禁止条項の内容を検討し、今後、日本が締結するIIAのPR禁止条項に関して注目すべき点を指摘する（IV）。

I. 概要と論点

1. 利害対立

PR禁止条項の主眼は、投資自由化を確保する点にある。例えば、製造物の100%の輸出要求が課される場合、あるいは企業の中核的な産業技術の移転が要求される場合、そもそも外国人投資家による市場参入が阻害される。それ故、PR禁止条項は外資参入規制を撤廃・緩和させることを目的とし、投資財産設立後の「保護」段階だけでなく、投資財産の設立前段階（pre-establishment phase）における「自由化」を促進することを目的とする²。

そこで、途上国側は先進国企業による参入から自国産業を保護するためにPRを行う権利

¹ Kenneth J. Vandeveld, *Bilateral Investment Treaties. History, Policy, and Interpretation* (2010), p.419.

² Campbell McLachlan et al. ed., *International Investment Arbitration. Substantive Principles* (2007), p.30; Andrew Newcombe and Lluís Paradell, *Law and Practice of Investment Treaties. Standards of Treatment* (2009), p.423. ただし、後述のように、欧州型のPR禁止条項は投資自由化よりもむしろ投資保護を目的とした規定である。

を維持しようと努めてきた。あるいは、PR を制限する場合であっても自国企業に利益が出るような形での PR 制限を求めてきた。例えば、カリブ共同体 (CARICOM) の作成した「二国間条約交渉での使用のためのガイドライン」(1984 年)³によれば、履行要求 (PR) に関して、(i) 「CARICOM 諸国は、履行義務 (performance obligations) を課す自由に対するいかなる制約も受け入れるべきではない」と定める。さらに、(ii) 「履行義務は、輸出パフォーマンス、雇用、国内法と貿易慣行との適合性および技術移転を含むべきであり、またこれらに限られないものであるが、得られる利益に結び付けられなければならない」と定める。このように、カリブ諸国は、原則として PR 禁止を認めない立場を示しつつ、仮に PR 禁止を認める場合であっても、対内投資から利益を確保することが条件とされている (後掲資料参照)。

2. 歴史

1970 年代に途上国による PR が急増したが⁴、PR は途上国だけではなく先進国によるものも見られる⁵。その起源については以下の点を指摘することができる。第 1 に、伝統的に、PR 禁止条項は米国、カナダ⁶、日本の締結した IIA で規定されており⁷、他の国の IIA においては条項が設けられない場合がある (ただし、近年は南米諸国の締結する FTA 等でも広く採用されている)。北米型の PR 禁止条項と類似の規定が NAFTA (1992 年締結) 1106 条に設けられている。第 2 に、PR 禁止条項は、MAI (Multilateral Agreement on Investment : 多数国間投資協定) において挿入されることが想定されていたが、MAI 交渉は妥結に至らなかった (交渉は 1995 年に開始され、98 年に終了した)。第 3 に、NAFTA1106 条の PR 禁止条項は、MAI に結実することはなかったが、WTO-TRIMs 協定 (Agreements on Trade Related Investment Measures. 貿易に関連する投資措置に関する協定) に取り込まれた。ただし、TRIMs 協定で禁止された PR は NAFTA レベルに達しておらず、①原材料調達要求、②物品およびサービスの現地調達要求、③輸出入均衡要求、④輸出制限の 4 つに限定されている (後掲資料参照)。TRIMs 協定の PR 禁止レベルは、投資自由化・投資保護の観点からは最低限の水準であったため、その後の多くの IIA では、TRIM レベル以上の PR 禁止が設けられることになる (TRIMs プラス)。

3. 規定方式 : 北米型と欧州型

現在、PR 禁止には大別して 2 つの規定方式がある⁸。北米型 (米国とカナダ) は、禁止対象の PR を具体的に網羅列挙するものであり、受入国の特定行為を具体的に指定して禁止し

³ “CARICOM Guidelines for Use in the Negotiation of Bilateral Treaties” (1984), in UNCTAD, *International Investment Instruments: A Compendium*, vol.III, Regional Integration, Bilateral and Non-governmental Instruments (1996), p.140.

⁴ Andrew Newcombe and Lluís Paradell, *supra* note 2, p.418.

⁵ UNCTAD, *Foreign Direct Investment and Performance Requirements: New Evidence from Selected Countries* (2003), UNCTAD/ITE/IIA/2003/7. Available at [http://unctad.org/en/docs/iteia20037_en.pdf]. 途上国による PR の例だけではなく、日本をはじめとする先進諸国で行われている PR についても詳細が報告されている。

⁶ Canada Model BIT (2004 年) 7 条。

⁷ Rudolf Dolzer and Christoph Schreuer, *Principles of International Investment Law* (2008), p.82 ; Andrew Newcombe and Lluís Paradell, *supra* note 2, p.422.

⁸ なお、1980 年代の北米型 PR 禁止条項は、現在の欧州型に類似した規定であった。すなわち、

得る点が特徴である。ただし、過度に具体的・特定の PR を列挙した場合、当該 PR と「類似の効果」を有する投資阻害措置については PR 禁止条項でカバーし得ない点が欠点である。他方で、欧州型（フランス）は、一般的・抽象的な PR 禁止条項を設け、一定類型の要求行為を広く禁止する方式である⁹。そのため、北米型ではカバーし切れない PR 類似措置をも禁止対象とし得る。ただし、一般的な PR 禁止条項を設けた場合、他の待遇義務との重複問題が生じる。PR と「同等の効果」を有する措置は、性質上、NT や FET の義務違反で処理し得るからである。

	北米型(=日本型)	欧州型
内容	単独の PR 禁止条項を設ける。禁止される PR を（網羅的に）列挙。禁止の例外も厳密に規定。NT との関連性・重複あり。	FET 規定の中で PR を禁止する。広く不正な措置や差別的措置を禁止する。類似の効果をも有する措置も禁止する。
長所	特定の・具体的な PR を禁止し得る。該当性判断に際して仲裁廷の裁量を狭めることが可能（予見可能性の確保）。	具体性・特定性を欠く場合であっても、抽象的・一般的に PR を禁止し得る。また、「類似効果」を有する措置も広く禁止し得る。
短所	類似の効果（投資阻害効果）を有する履行要求であっても、禁止された PR に該当しない限り規律し得ない。	FET 規定の中に PR 禁止を入れてしまうと、該当性判断を仲裁廷の裁量に委ねる（予見可能性の欠如）。「不正または差別的措置」を一般的に禁止する場合、他の条項（NT, FET）との区別が困難になる。
目的	投資財産設立時点の PR 禁止。投資自由化。市場アクセスの確保。	投資設立後の投資財産保護。

北米型と欧州型の規定形式の最大の相違は、両者の目的の相違に起因している。一方で、北米型は投資自由化を目的とする。そのため、市場アクセス障壁を排除して投資財産の設立を確保するために詳細な PR を限定的に列挙して禁止している。他方で、欧州型は一旦設立された投資の保護を目的とする。そのため、FET 等の一般的な待遇義務の中で投資受入国の特定措置を禁止するだけで十分と解される。

なお、実際の PR 禁止条項の内容は国家によって極めて多様であり、上記の二分法だけで捉えきれない。第 1 に、同一国の IIA であっても、相手国との関係で PR 禁止条項を設けるものと設けないものがある¹⁰。例えば、ジャマイカの場合、ジャマイカ=米国 BIT に

当時は方式上の区別はなく、いずれも欧州型であったが、その後、米国とカナダが独自の PR 条項を発展させ、北米型（網羅列挙方式）が形成されたと評し得る。

⁹ なお、ドイツのモデル BIT（2008 年）は PR 禁止条項を設けておらず、実際にドイツの締結した BIT では PR 禁止条項が設けられていないものが多い。

¹⁰ なお、PR 禁止条項のない IIA においても、MFN 条項によって他の IIA 上の PR 禁止条項を援用し得るか否かが問題となり得る。Barton Legum, “Understanding Performance Requirement Prohibitions in Investment Treaties”, in Arthur W. Rovine (ed.), *Contemporary Issues in International Arbitration and Mediation. The Fordham Papers 2007*, p.54.

は PR 禁止条項が設けられているが¹¹、ジャマイカ=フランス BIT (1993 年)¹²やジャマイカ=中国 (1994 年)¹³では PR 禁止条項が設けられていない。第 2 に、PR 禁止条項が設けられる場合であっても、禁止される PR の範囲と内容は IIA によって大きく異なる。例えば、日本の IIA の場合、11 項目に及ぶ PR 例を列挙するものもあるが (日韓 BIT)、TRIMs レベルの PR 列挙で止まるものもある (日=マレーシア EPA)。カナダの IIA においても、モデル BIT (7 条)では北米型が採用されているものの、カナダ=コスタリカ BIT(1998 年)¹⁴6 条は TRIMs レベルを導入するに止まっている。

4. 性質

上記のように、PR 禁止条項の特徴 (長所) は、投資受入国の特定の行為や措置を具体的に特定して禁止し得る点にある。他方で、PR 禁止の性質については、以下の点で理論的な問題が残る。第 1 に、特定の PR が禁止される根拠に関して、理論的・法的な説明が難しい (とりわけ、他の待遇規定が法的な起源を有するのに対して、PR 禁止には類似の起源が見られない)。第 2 に、PR 禁止が FET や NT と如何なる点で異なるかが問題となる。

(1) PR 禁止の根拠

IIA 上の諸概念は法概念として歴史的に形成されてきた。収用概念は 19 世紀からの外国人財産の保護や財産権概念に由来する。FET (公正衡平待遇) は国際慣習法上の外国人の待遇 (最低基準の待遇) に由来しており、NT (内国民待遇) は人権保護に関する内外人無差別に由来する。他方、PR 禁止 (特に北米型) は歴史的背景を有しておらず、単純に「経済効率」に依拠したものと解される¹⁵。すなわち、途上国による PR 自体は (経済成長政策に由来するものであり) 不正ではないものの、PR は投資受入国と投資家本国の双方の経済成長を阻害・歪曲するため、禁止対象とされる¹⁶。このように、固有の法的・歴史的背景を有していないことから、PR 禁止は他の IIA 規定との区別が曖昧となる部分がある。

(2) FET との関係

PR 禁止条項は、FET 義務と関連性を有している¹⁷。例えば、フランスの BIT の中には、公正衡平待遇 (FET : fair and equitable treatment) 条項の中で PR 禁止を定めるものが見られる。

¹¹ Treaty between the United States of America and Jamaica concerning the Reciprocal Encouragement and Protection of Investment. なお、本条約 2 条 5 項の PR 禁止条項は北米型に比べると極めて簡素なものであり、さらに投資受入国の利益確保が定められている。

¹² Accord entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de la Jamaïque sur l'encouragement et la protection réciproques des investissements (1993). なお、フランスの IIA では、FET 義務規定の中に PR 禁止が含まれていることがあるが (欧州型)、本条約の場合は FET 義務条項 (3 条) の中にも PR 禁止は規定されていない。

¹³ Agreement between the Government of the People's Republic of China and the government of Jamaica concerning the Encouragement and Reciprocal Protection of Investments (1994).

¹⁴ Agreement between the Government of Canada and the Government of the Republic of Costa Rica for the Promotion and Protection of Investments.

¹⁵ Barton Legum, *supra* note 10, pp.55-56.

¹⁶ 経済分析によれば、PR は短期的には受入国側の利益となるが、長期的には、投資家側と投資受入国側の双方の経済発展にとって阻害要因になると指摘される。UNCTAD, "Foreign Direct Investment and Performance Requirements: New Evidence from Selected Countries", UNCTAD/ITE/IIA/2003/7 (2003), p.8. [http://unctad.org/en/docs/iteia20037_en.pdf].

¹⁷ Andrew Newcombe and Lluís Paradell, *supra* note 2, p.430.

この場合、PR は外国人投資家に対して不合理で差別的な措置を要求するものであることを理由に FET 義務に反すると解される。例えば、フランス Model BIT (2006 年) 3 条 (公正衡平待遇) は、一般的な FET の規定を設けた上で、以下の文言を挿入する (後掲資料参照)。「とりわけ、原材料、二次材料、エネルギー、燃料およびあらゆる種類の生産運営手段の購入または輸送に対する制限、国内外における製品の販売または輸送の妨害、ならびに類似の効果を有する他のあらゆる措置は、法上または事実上 (de jure or de facto) 公正衡平待遇を阻害するものと解されなければならない」。欧州型では FET 義務の枠内で PR 禁止を定めており、同様の規定 (FET 義務規定=PR 規定) を取り込んだ BIT が多数締結されている¹⁸。仏ボリビア BIT (1989 年) 3 条¹⁹、仏カンボジア BIT (2000 年) 3 条²⁰、仏ヴェネズエラ BIT (2001 年) 3 条²¹、仏ジンバブエ BIT (2001 年) 3 条²²、仏マダガスカル BIT (2003 年) 3 条²³は、いずれも同一の規定 (FET 義務=PR 禁止) である。

では、なぜ PR が FET として規定されるのであろうか。この点で注目に値するのは、仏トリニダード・トバゴ BIT (1993 年) 3 条²⁴である。本条は以下の規定である。「原材料、二次材料、エネルギー、燃料およびあらゆる種類の生産運営手段の購入または輸送に対する不当または差別的な制限 (toute restriction injustifiée ou discriminatoire)、国内外における製品の販売または輸送の妨害、ならびに類似の効果を有する他のあらゆる措置は、法上または事実上、公正衡平待遇を阻害するものと解されなければならない」(傍点玉田)。このように、FET 義務に違反するのは、特定の制限措置が「正当化し得ない差別的な」措置だからである。この点で、PR 禁止を異なる形式で規定する BIT も見られる。例えば、フィンランド=アゼルバイジャン BIT (2003 年) 2 条 4 項によれば、締約国は投資財産に対して「材料購入、生産・運営・輸送・生産物流通の手段に関する命令的措置、ならびに不当または差別的な効果 (unreasonable or discriminatory effects) を有する類似の命令を課してはならない²⁵」(傍点玉田)と規定する。同様に、日中韓投資協定 (2012 年署名) 7 条 (PR 禁止条項) は、1 項において TRIMs の PR 禁止を導入した上で、2 項で次のように規定している。「いずれの締約国も、自国の領域内において、輸出又は技術の移転についての特定措置の履行要求に関し、他の締

¹⁸ ただし、フランスの締結した BIT の中でもこの FET 義務規定 (=PR 禁止条項) を含まないものも多数見られる。フランス自身は、Model BIT に示されるように混合型を積極的に用いようとしているものの、条約相手国との関係で当該条項を挿入し得ない場合があると考えられる。

¹⁹ Accord entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de la République de Bolivie sur l'encouragement et la protection réciproques des investissements, 1989.

²⁰ Accord entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement du Royaume du Cambodge sur l'encouragement et la protection réciproques des investissements, 2000.

²¹ Accord entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de la République bolivarienne du Venezuela sur l'encouragement et la protection réciproques des investissements, 2004. なお、本 BIT では、3 条が「諸規則と諸原則」の規定であり、3 条 1 項が FET 義務=PR 禁止条項となっている。

²² Accord entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de la République du Zimbabwe sur l'encouragement et la protection réciproques des investissements, 2001. なお、本 BIT では、3 条が「投資財産の保護」規定であり、その内容が FET 義務=PR 禁止条項となっている。

²³ Accord entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de la République de Madagascar sur l'encouragement et la protection réciproques des investissements, 2003.

²⁴ Accord entre le Gouvernement de la République française et le Gouvernement de la République de Trinité-et-Tobago sur l'encouragement et la protection réciproques des investissements, 1993.

²⁵ Agreement between the Government of the Republic of Azerbaijan and the Government of the Republic of Finland on the Promotion and Protection of Investments, 2003.

約国の投資家の投資に対し、不当な又は差別的な措置を課してはならない」(傍点玉田、後継資料参照)。以上のように、PR 禁止の目的は、投資受入国による「不当な又は差別的な」措置を禁止することに結び付けられる。

(3) NT との関係

PR は、実体的に自国産業保護を目的に行われるものであるため、内外差別待遇を生み出す。それ故、PR 禁止条項は NT 義務規定と重複しており、両者の区別は困難である。両者の重複が主張される背景として、次の 2 点を指摘しておこう。第 1 に、PR が内外差別効果を有することは、WTO-TRIMs 協定の規定から明らかである。TRIMs 協定 2 条は、GATT 3 条 4 項 (内国民待遇義務) および 11 条 (輸出入数量制限の禁止) に反する投資措置を禁止すると規定した上で、禁止される TRIMs として 4 つの要求を付属書の例示表で明示している (後掲資料参照)。このように、PR 禁止は TRIMs 協定においては内国民待遇義務 (GATT 3 条) 違反と位置付けられている。すなわち、PR は NT と関連性を有することから²⁶、PR 禁止の起源は内国民待遇義務であると解する説もある²⁷。第 2 に、PR 禁止と NT 違反の重複が顕著にあらわれている例として、2012 年の米国モデル BIT 8 条 (PR 禁止) がある。同条 1 項は、禁止される PR を列挙しているが、2004 年版と比較すると、2012 年版は禁止される PR の例を 1 つ追加している。すなわち、同条 1 項 (h) は次の行為を禁止する。「自国の投資家または投資財産に対して、あるいは当事者の有する技術または当事国国民の有する技術に対して、国籍を根拠として保護を与えるために」(i) 技術の購入、使用または優遇を与えること、(ii) 特定の技術を購入または使用し、優遇を与えることを妨げるような PR。このように、PR 禁止の趣旨は、「国籍を根拠とした保護」の禁止であり、この点で PR 禁止は内外差別禁止と重複する。

II. 北米型の分析

1. 初期の北米型

上記のように、北米型は網羅列挙方式であるが、当初はやや性質を異にしていた。1970 年代から PR の実行が増え始めたため、IIA 上で PR 禁止条項が設けられるようになるのは 1980 年代に入ってからである。その初期の例として、米国=トルコ BIT²⁸ (署名 1985 年、発効 1990 年) 2 条 7 項は次のように規定している。

7. Each Party shall seek to avoid performance requirements as condition of establishment, expansion or maintenance of investments, which require or enforce commitments to export goods produced, or which specify that goods or services must purchased locally, or which impose any other similar requirements.

²⁶ PR 禁止条項と NT 条項の重複を指摘する説は多いが、2 つの禁止規定の射程が完全に一致する訳ではない。仮に、「PR 禁止条項に違反した場合、必ず NT 義務違反をも構成する」としても、逆に、「NT 義務違反が必ず PR 禁止条項に違反する」とは限らない。すなわち、PR 禁止の射程が NT 義務の射程に完全に包含されていることが考えられる。

²⁷ Rajeev Sharma, “The Jurisprudence Interpreting NAFTA Article 1106: The Prohibition against Performance Requirements”, in Todd Weiler (ed.), *NAFTA Investment Law and Arbitration: Past Issues, Current Practice, Future Prospects* (2004), p.91.

²⁸ Treaty between the United States of America and the Republic of Turkey concerning the Reciprocal Encouragement and Protection of Investments (Signed December 3, 1985; Entered into Force May 18, 1990).

このように、初期の北米型は、輸出要求とローカルコンテンツ購入だけを禁止するに止まる。さらに、「その他の類似の要求」(any other similar requirements)をも禁止対象としている点の特徴であり、現在の欧州型と類似した規定であった。

2. 現在の北米型

北米型はその後、禁止対象のPRの類型を増やしつつ、「類似要求」の禁止規定を排斥する。すなわち、網羅的な限定列举方式へと転換した。さらに、PRに関する条件や例外を設けることによって、複雑な条文構造となっており、現在の北米型に結実している(2012年米国モデルBIT、NAFTA 1106条、2006年カナダのモデルBIT)。日本のPR禁止条項も北米型を導入していることから、将来の北米諸国とのIIAにおいて北米型が用いられる可能性が高い。そこで以下、NAFTAと米国のModel BITの条文構造を比較しつつ、北米型の特徴を検討しよう。

<p style="text-align: center;">NAFTA Article 1106: Performance Requirements</p>	<p style="text-align: center;">US Model BIT 2012 Article 8: Performance Requirements</p>
<p>1. No Party may impose or enforce any of the following requirements, or enforce any commitment or undertaking, <u>in connection with</u> the establishment, acquisition, expansion, management, conduct or operation of an investment of an investor of a Party or of a non-Party in its territory:</p> <p>(a) to export a given level or percentage of goods or services;</p> <p>(b) to achieve a given level or percentage of domestic content;</p> <p>(c) to purchase, use or accord a preference to goods produced or services provided in its territory, or to purchase goods or services from persons in its territory;</p> <p>(d) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with such investment;</p> <p>(e) to restrict sales of goods or services in its territory that such investment produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings;</p>	<p>1. Neither Party may, <u>in connection with</u> the establishment, acquisition, expansion, management, conduct, operation, or sale or other disposition of an investment of an investor of a Party or of a non-Party in its territory, impose or enforce any requirement or enforce any commitment or undertaking:</p> <p>(a) to export a given level or percentage of goods or services;</p> <p>(b) to achieve a given level or percentage of domestic content;</p> <p>(c) to purchase, use, or accord a preference to goods produced in its territory, or to purchase goods from persons in its territory;</p> <p>(d) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with such investment;</p> <p>(e) to restrict sales of goods or services in its territory that such investment produces or supplies by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings;</p>

<p>(f) <u>to transfer technology, a production process or other proprietary knowledge to a person in its territory, except when the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by a court, administrative tribunal or competition authority to remedy an alleged violation of competition laws</u> or to act in a manner not inconsistent with other provisions of this Agreement; or</p> <p>(g) to act as the exclusive supplier of the goods it produces or services it provides to a specific region or world market.</p>	<p>(f) <u>to transfer a particular technology, a production process, or other proprietary knowledge to a person in its territory;</u> or (※省略部分はパラ 3 (b)で詳細規定)</p> <p>(g) to supply exclusively from the territory of the Party the goods that such investment produces or the services that it supplies to a specific regional market or to the world market.</p> <p>(h) (i) to purchase, use , or accord a preference to, in its territory, technology of the Party or of persons of the Party ; or (ii) that prevents the purchase or use of, or the according of a preference to, in its territory, particular technology, so as to afford protection on the basis of nationality to its own investors or investments or to technology of the Party or of persons of the Party. ※ (h)は 2012 年度版で追加された条項。</p>
<p>2. A measure that requires an investment to use a technology to meet generally applicable health, safety or environmental requirements shall not be construed to be inconsistent with paragraph 1(f). For greater certainty, Articles 1102 and 1103 apply to the measure.</p>	

<p>3. No Party may condition the receipt or continued receipt of an advantage, <u>in connection with an investment</u> in its territory of an investor of a Party or of a non-Party, on compliance with any of the following requirements:</p> <p>(a) to achieve a given level or percentage of domestic content;</p> <p>(b) to purchase, use or accord a preference to goods produced in its territory, or to purchase goods from producers in its territory;</p> <p>(c) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with such investment; or</p> <p>(d) to restrict sales of goods or services in its territory that such investment produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings.</p>	<p>2. Neither Party may condition the receipt or continued receipt of an advantage, <u>in connection with the establishment, acquisition, expansion, management, conduct, operation, or sale or other disposition of an investment</u> in its territory of an investor of a Party or of a non-Party, on compliance with any requirement:</p> <p>(a) to achieve a given level or percentage of domestic content;</p> <p>(b) to purchase, use, or accord a preference to goods produced in its territory, or to purchase goods from persons in its territory;</p> <p>(c) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with such investment; or</p> <p>(d) to restrict sales of goods or services in its territory that such investment produces or supplies by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings.</p>
<p>4. Nothing in paragraph 3 shall be construed to prevent a Party from conditioning the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with an investment in its territory of an investor of a Party or of a non-Party, on compliance with <u>a requirement to locate production, provide a service, train or employ workers, construct or expand particular facilities, or carry out research and development, in its territory.</u></p>	<p>3. (a) Nothing in paragraph 2 shall be construed to prevent a Party from conditioning the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with an investment in its territory of an investor of a Party or of a non-Party, on compliance with <u>a requirement to locate production, supply a service, train or employ workers, construct or expand particular facilities, or carry out research and development, in its territory.</u></p> <p>(b) Paragraph 1(f) does not apply: (i) when <u>a Party authorizes use of an intellectual property right in accordance with Article 31 of the TRIPS Agreement, or to measures requiring the disclosure of proprietary information that fall within the scope of, and are consistent with, Article 39 of the TRIPS Agreement;</u> or (ii) <u>when the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by a court, administrative</u></p>

<p>6. Provided that such measures are not applied in an arbitrary or unjustifiable manner, or do not constitute a disguised restriction on international trade or investment, nothing in paragraph 1(b) or (c) or 3(a) or (b) shall be construed to prevent any Party from adopting or maintaining measures, including environmental measures:</p> <p>(a) necessary to secure compliance with laws and regulations that are not inconsistent with the provisions of this Agreement;</p> <p>(b) necessary to protect human, animal or plant life or health; or</p> <p>(c) necessary for the conservation of living or non-living exhaustible natural resources.</p>	<p><u>tribunal, or competition authority to remedy a practice determined after judicial or administrative process to be anticompetitive under the Party's competition laws.</u></p> <p>(c) Provided that such measures are not applied in an arbitrary or unjustifiable manner, and provided that such measures do not constitute a disguised restriction on international trade or investment, paragraphs 1(b), (c), and (f), and 2(a) and (b), shall not be construed to prevent a Party from adopting or maintaining measures, including environmental measures:</p> <p>(i) necessary to secure compliance with laws and regulations that are not inconsistent with this Treaty;</p> <p>(ii) necessary to protect human, animal, or plant life or health; or</p> <p>(iii) related to the conservation of living or non-living exhaustible natural resources.</p> <p>(d) Paragraphs 1(a), (b), and (c), and 2(a) and (b), do not apply to qualification requirements for goods or services with respect to export promotion and foreign aid programs.</p> <p>(e) Paragraphs 1(b), (c), (f), (g), and (h), and 2(a) and (b), do not apply to government procurement.</p> <p>(f) Paragraphs 2(a) and (b) do not apply to requirements imposed by an importing Party relating to the content of goods necessary to qualify for preferential tariffs or preferential quotas.</p>
<p>5. Paragraphs 1 and 3 do not apply to any requirement other than the requirements set out in those paragraphs.</p>	<p>4. For greater certainty, paragraphs 1 and 2 do not apply to any commitment, undertaking, or requirement other than those set out in those paragraphs.</p>
	<p>5. This Article does not preclude <u>enforcement of any commitment, undertaking, or requirement between private parties</u>, where a Party did not impose or require the commitment, undertaking,</p>

	or requirement.
--	-----------------

3. 解説

米国モデル BIT (2004) は 2012 年に改訂されたばかりであるが、PR 禁止条項に関しては 2004 年度版とほぼ同一の条文が用いられている。唯一修正された点は、8 条 1 項に(h)が追加された点である。

①禁止類型

禁止される PR は 2 つの類型に分類される。第 1 に、自国領域内で投資に関連する積極的行為を履行することを投資家に強制する要求である (NAFTA 1106 条 1 項の(a)~(g)、米国モデル BIT 8 条 1 項)。第 2 に、何らかの利益や便益を受け取ることに関連した要求を課すことである (NAFTA 1106 条 3 項 (a)~(c)、米国モデル BIT 8 条 2 項)。PR 禁止は 2 つの類型に分類されているが、第 1 類型の要求が何らかの利益や便益に関連して行われた場合には、第 2 類型のものにも該当することになる (重複性)。

②網羅主義

NAFTA 1106 条 5 項 (モデル BIT 8 条 4 項) によれば、1 項と 3 項で禁止される PR は網羅的であり、規定されたもの以外の PR は要求には適用されない。実際の仲裁判断例においても、この趣旨で理解されている (Pope&Talbot 事件と S.D. Myers 事件参照)。こうした規定方式は、投資仲裁廷の解釈権限を制約するために、すなわち仲裁判断によって PR 禁止範囲が拡張されるのを阻止する目的で設けられていると解される。

③例外規定

NAFTA 1106 条は、PR 禁止に関する 2 つの例外規定を設けている。第 1 に、4 項が 3 項の PR 禁止の例外を規定する。すなわち、PR の中でも、「自国領域内における」、「生産場所を設ける要求、サービス提供の要求、労働者の雇用の要求、特定の設備の建設と拡張の要求、研究開発の実施の要求」については PR 禁止の例外とされる。なお、4 項の例外規定は、3 項に対する例外として認められるものであり、1 項に対する例外としては認められない。第 2 に、NAFTA 1106 条 6 項は、より一般的な例外規定であり、「国内法および規則の遵守を確保するために必要な」措置等については、1 項(b), (c)および 3 項(a), (b)の禁止の例外とみなされる。この 6 項の例外規定は GATT 20 条に類似したものと解される。なお、1106 条とは別に、1108 条が一般的な例外規定となっており、同条 8 項によれば、政府調達等の分野に関して 1106 条の PR 禁止が適用されないことが定められている。

III. 仲裁例の分析

PR に関する仲裁例は少なく、適用基準や争点も明らかでなかった。ただし、近年、幾つかの事案で PR 関連の判断が示されている。ただし、多くの事案は米国企業がメキシコ又はカナダを相手に NAFTA 違反を訴えたものである (ADM 事件、Corn Products 事件、Cargill 事件の 3 件は、いずれもメキシコの同一の免税措置の違法性を問う事案である)。このため、仲裁例の分析から明らかになるのは、NAFTA の PR 禁止条項の解釈に止まる。とはいえ、NAFTA の PR 禁止 (北米型) は日本型にも取り入れられており、その判断基準は大いに参照に値する。さらに、近年は非 NAFTA の投資仲裁例も生じており、NAFTA 事例とは判断内容が異なっている点も注目に値する。

1. NAFTA 事例

(1) *Pope and Talbot v. Canada, in the Matter of an Arbitration under the Chapter 11 of the NAFTA, Interim Award (26 June 2000).*

本件では、割当量を超過した軟木材輸出（カナダからの輸出）に対する超過料金支払を命じるカナダ当局の措置について、米国企業 *Pope and Talbot* 社が PR 禁止条項違反を主張した。当該措置は、米国とカナダの間での軟木材の輸出制限協定 (SLA: Softwood Lumber Agreement) に基づいてとられた措置であった。

申立人は SLA そのものではなく、カナダの輸出規制制度 (ECR: Export Control Regime) を通じた SLA の施行が「一定量の軟木材の輸出」を要求している点を根拠として NAFTA 1106 条違反を主張した。また、同条の禁止は、法上 (de jure) の要求であるか事実上 (de facto) の要求であるかを問わず、すべての政府措置に適用されるという²⁹。特に、カナダが「一定レベルの物品の輸出」を要求する点について 1106 条 1 項(a)の違反を主張した³⁰。また、「便益」(advantage) の授受を規律している点で、1106 条 1 項(a), (e)および 1106 条 3 項(d)にも違反すると主張した³¹。これに対してカナダは、1106 条 5 項により、同 1, 3 項の PR 禁止は明示的に規定された禁止に限定されるため³²、1 項の「事実上の」(de facto) 違反はあり得ないという。また、1106 条 1 項(a)に関して、ECR は一定レベルの輸出を要求するものではなく、1106 条は輸出要求を対象としており、輸出制限は対象としていないと主張した³³。

仲裁廷は次の判断を示した。第 1 に、1106 条 5 項は 1, 3 項の解釈において決定的である。1, 3 項の射程は、明示の文言を超えて拡大され得ない³⁴。第 2 に、ECR 規定において EB や LFB 割当を輸出業者に与えることは、1106 条 3 項の「便益」(advantage) に該当する³⁵。1106 条 1 項(a)の文言は、物品とサービスのより高い (a higher) レベルまたは割合の輸出を強制することに明示的に限定されておらず、あらゆる (any) レベルまたは割合の輸出の強制にも同様に適用される³⁶。しかしながら、ECR が「要求を課すまたは強制する」ものではないため、1106 条 1 項(a)違反の主張は認められない。ECR は、確かに米国への輸出拡張を抑制するものであるが、この抑制はカナダにおける外国所有ビジネスの設立、取得、拡大、経営、実施または運営のための「要求」ではない³⁷。以上より、1106 条 1 項(a)の違反は認められない。第 3 に、1106 条 1 項(e)と 3 項(d)について、申立人は、「国内販売」(domestic sales) と「輸出のための販売」(sales for export) の区別を無視している³⁸。ECR は軟木材の「国内販売」に対して何らの制限も課していない。以上より、1106 条 1 項(e)と 1106 条 3 項(d)に関する申立

²⁹ *Pope and Talbot v. Canada, in the Matter of an Arbitration under the Chapter 11 of the NAFTA, Interim Award (26 June 2000), para.45.*

³⁰ *Pope and Talbot* [2000], para.47.

³¹ *Pope and Talbot* [2000], para.49.

³² *Pope and Talbot* [2000], para.50.

³³ *Pope and Talbot* [2000], para.54.

³⁴ *Pope and Talbot* [2000], para.70.

³⁵ *Pope and Talbot* [2000], para.73.

³⁶ *Pope and Talbot* [2000], para.74.

³⁷ *Pope and Talbot* [2000], para.75.

³⁸ *Pope and Talbot* [2000], para.79.

人の主張は認められない³⁹。

本件におけるカナダの措置は、一定レベル以上の輸出を制限することを目的としており、一見すると NAFTA 1106 条 1 項(a)に反している⁴⁰。他方、本件で PR 禁止条項違反が認定されなかったのは、同条項の解釈方法に関する仲裁廷の立場が大きく影響している。この点で、本件では 1106 条 1 項と 3 項の PR 禁止が限定列挙か否かが問われた。すなわち、「形式」判断に限定されるのか（明示された禁止事項だけに限定されるのか）、それとも「実体」判断が可能か（事実上の PR に該当すると判断し得るか）が問題になった。仲裁廷は 1106 条 5 項を重視し、1, 3 項に明示列挙された PR に実際に該当するものだけが禁止されると解した。すなわち、1106 条は特定性を有しており、「事実上の違反」の可能性を否定した。その結果、仲裁廷は、SLA が高いレベルの輸出を抑制することを認めつつ、「要求」そのものを課していないと判断し、1106 条 1 項(a)に違反しないと結論付けている。

(2) *S.D. Myers, Inc. v. Canada, NAFTA Arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules, Partial Award (13 Nov. 2000)*.

米国企業 S.D. Myers 社は、PCB 廃棄物を処理するために廃棄物をカナダから米国へ輸出しようとしていたが、カナダ政府（環境大臣）は、健康と環境への悪影響を理由として廃棄物の（カナダから米国への）緊急輸出禁止を命じた。そこで S.D. Myers 社は仲裁に申立てを行い⁴¹、特に NAFTA 1106 条（PR 禁止）に関して次のように主張した。「事実上（effectively）、（カナダによる禁輸）暫定命令は、PCB 廃棄物をカナダで処理することを SDMI 社[S.D. Myers 社のカナダ子会社]に対して強制するよう作用した」のであり、「その結果、PCB 処理業者に対して、カナダの物品とサービスへ優遇を与えることを要求し、また一定程度の国内コンテンツを達成することを要求する履行要求となっており、NAFTA 1106 条に基づくカナダの義務に反する⁴²」。申立人の主張は、カナダが 1106 条 1 項の(b)と(c)に違反するというものであった⁴³。これに対してカナダ側は、第 1 に、1106 条は禁止される PR を網羅的に列挙しており、本件の輸出禁止命令は禁止される PR には含まれないと主張した⁴⁴。すなわち、同国の措置は、(表面的には)カナダ産品およびサービスの購入やローカルコンテンツの達成を課していないという。第 2 に、輸出禁止措置は人間、動植物の生命または健康を保護するための必要な措置であり、1106 条の例外（1106 条 6 項(c)）が適用されるという⁴⁵。以上のように、本件の争点は、①NAFTA 1106 条で禁止される PR は「実体的」PR も含むか否か、②例外規定が適用可能か否か、の 2 点であった。

以上の点について、仲裁廷は次のように述べる。第 1 に、仲裁廷によれば、「カナダによっ

³⁹ *Pope and Talbot* [2000], para.80.

⁴⁰ Rajeev Sharma, *supra* note 27, p.91.

⁴¹ 本件で申立人は、NAFTA 1102 条（内国民待遇）、1105 条（最低基準の待遇）、1106 条（PR 禁止）、1110 条（収用）の違反を申立てている。最終的に、仲裁廷は NAFTA 1102 条と 1105 条の違反を認定し、損害賠償を認めた。 *S.D. Myers v. Government of Canada, Second Partial Award (21 Oct. 2002)*.

⁴² *S.D. Myers, Inc. v. Government of Canada, NAFTA Arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules, Partial Award (13 Nov. 2000)* [hereinafter *S.D. Myers*], paras.140, 270.

⁴³ なお、申立人は、NAFTA 1106 条 6 項の例外規定が適用され得ないと主張している。 *S.D. Myers* [2000], para.141.

⁴⁴ *S.D. Myers* [2000], para.154.

⁴⁵ *S.D. Myers* [2000], para.155.

て課された輸出禁止は、通常認可 (a regulatory approval) に付随する明示的な条件という形式 (form) で行われたものではなかったが、NAFTA 1106 条を適用するにあたって、仲裁廷は、[輸出禁止の] 形式 (form) だけでなく、実体 (substance) も見なければならない⁴⁶。すなわち、申立人が主張したように、本件の輸入禁止措置は、「形式」上は PR の例に含まれないが、当該措置の「実体」が PR に該当するか否かを検討するという。第 2 に、仲裁廷は「措置の実体 (substance) を検討しなければならないものの」、「NAFTA 1106 条 1 項および 3 項に挙げられた『要求』 (requirements) に直接的に (squarely) 該当しないような制約や制限を考慮に入れることはできない⁴⁷」。本件の状況に適用し得るかも知れない定義部分は、「投資財産の管理又は運営 (conduct or operation) に関して」という部分 (1106 条 1 項柱書) であるが、1106 条 1 項(b)と(c)は明らかに適用されない⁴⁸。その結果、「カナダの輸出禁止暫定命令の実体と効果 (substance and effect) を NAFTA 1106 条の文言と合わせ見るに、同条の範囲内にある『要求』は SDMI 社に課せられていない」と結論付ける⁴⁹。なお、仲裁廷はカナダの措置がそもそも NAFTA 1106 条 1 項の禁止対象に含まれないと判断したため、カナダ側が主張した例外の適用 (NAFTA 1108 条) については判断を示していない。

本件の仲裁判断については以下の点を指摘し得る。第 1 に、PR の判断に関して、仲裁廷は措置の「形式」(form) だけでなく、「実体」(substance) も検討すると述べるが (para.273)⁵⁰、1106 条の「要求」に「直接的に (squarely) 該当しない」措置は禁止されないと判断しており (para.274)、最終的には 1106 条の「直接該当性」を形式的に判断するに止まっている。その結果、同条で明示的に禁止されない限りは同条の違反は認められないと解される⁵¹。他方、この判断に対しては批判が多い。①PR 禁止に関しては、「形式」判断ではなく「実体」判断を行うべきであると解される⁵²。②仮に本件の措置について「実体」審査が行われていれば、1106 条違反が結論付けられていたと解される。個別意見を付した Schwartz 仲裁人が指摘するように、カナダの輸出禁止は、「実質的な効果」(practical effect) の点ではカナダ国内におけるローカルコンテンツ要求になっており、NAFTA 1106 条 1 項(b)に反するからである⁵³。

第 2 に、本件の事実関係には特殊な点がある。すなわち、PCB 廃棄物の処理作業がカナダ国内において開始されていなかったという点である。Schwartz 仲裁人が指摘するように、「S.D. Myers 社が実際に PCB の物理的消去をカナダで実施していたとすれば、様々な物品やサービスをローカルの (カナダの) 供給者から購入し、またローカルの労働者を雇用しなければな

⁴⁶ S.D. Myers [2000], para.273. なお、この判断に際して、仲裁廷は GATT 時代の FIRA 事件 (カナダの Foreign Investment Review Act (FIRA) について米国が訴えた事件) におけるパネル報告書を参照しており、GATT には NAFTA 1106 条に類似の規定はないものの、問題となった措置の「形式」(form) だけでなく、「実体」(substance) が検討されているという。S.D. Myers [2000], para.274.

⁴⁷ S.D. Myers [2000], para.275.

⁴⁸ S.D. Myers [2000], para.276.

⁴⁹ S.D. Myers [2000], para.277. 仲裁廷が触れているように、本件では Schwartz 仲裁人が長文の個別意見を付している。その意見によれば、「効果」(effect) の点でカナダの措置はカナダ国内における運営を SDMI 社に要求しており、この点で NAFTA 1106 条 1 項(b)に違反すると判断している。

⁵⁰ 仲裁廷のこの判断は、個別意見を付した Schwartz 仲裁人の意見に則ったものである。Separate Opinion by Dr. Bryan Schwartz, concurring except with respect to performance requirements, in the partial award of the tribunal (12 November 2000), para.192.

⁵¹ Rajeev Sharma, *supra* note 27, p.84.

⁵² Andrew Newcombe and Lluís Paradell, *supra* note 2, p.426.

⁵³ Separate Opinion by Dr. Bryan Schwartz, para.193.

らなかったであろう⁵⁴」という。換言すれば、未だ PCB 処理作業が開始されていない状態であったため、ローカルコンテンツ使用等の PR が作用していなかったと解される。

第3に、仲裁廷は、カナダの輸禁措置が NAFTA 1102 条（内国民待遇義務）に違反すると判断しつつ、1106 条（PR 禁止）には違反しないと判断した。従来から、NT 義務と PR 禁止は内容的に重複すると解されてきたが、本件判断からは両者が重複しない場合があり得ることが分かる（内外差別措置ではあるが、PR 禁止規定には違反しない措置はあり得る）。他方、個別意見を付した Schwartz 仲裁人は、両条文の関連性を一定程度認めている。すなわち、1102 条（NT）に違反する措置は、1106 条 6 項の PR 禁止例外には該当し得ないという。①カナダの禁輸措置は NT 義務違反であり、「偽装された貿易障壁」である。②この措置は環境保護措置とされているが、その大部分は地域産業の保護を目的としたものであり、健康、安全その他の公的利益を保護するために「必要な」ものではない。以上のように、本件の禁輸措置は「差別的で不必要」であったことから、「恣意的または正当化し得ない」（NAFTA 1106 条 6 項）という。以上のように、NT 違反の措置である場合、NAFTA 1106 条 6 項（PR 禁止の例外規定）には該当し得ないという帰結を導く可能性がある⁵⁵。

(3) ADF Group Inc. v. United States of America, ICSID Case No. ARB(AF)/00/1, Award (9 Jan. 2003).

米国では、連邦が支出する高速道路建設プロジェクトにおいては米国産の鉄鋼を使用することが要求されていた。「バイ・アメリカ法」(the Buy America Act) に基づく「バイ・アメリカ要求」(Buy America requirement) である。本件では、カナダの製鉄会社 ADF 社が高速道路インターチェンジの建設計画に入札したが、ヴァージニア州運輸局はバイ・アメリカ法に適合しないことを理由として当該入札を認めなかった。ADF 社の使用する鉄鋼は米国起源 (U.S.-origin) であったが、ケベックの施設においてさらなる精製過程を必要としていたためである。そこで ADF 社は、バイ・アメリカ法自体が NAFTA 1106 条 1 項(b), (c) に明白に違反すると主張した。この点で、米国自身も上記の要求が国内コンテンツ要求 (NAFTA 1106 (1)(b) 条) に該当することを認めていたが⁵⁶、当該措置は PR 禁止の例外である「政府調達」(government procurement) (NAFTA 1108 条) に該当すると主張した⁵⁷。

仲裁廷は、米国の措置がそれ自体としてはローカルコンテンツ要求であることを認めたものの⁵⁸、例外規定に関する米国の主張を認め、政府調達に関連する措置が PR 禁止の例外とされていることを理由として (NAFTA 1108 条)、1106 条の違反を認めなかった⁵⁹。第1に、NAFTA 1108 条 7 項によれば、NAFTA 1102、1103、1107 条は以下のものに適用されないとし、(a) 当事国又は国营企業の調達 (procurement by a Party or a state enterprise) を挙げている。第2に、NAFTA 1108 条 8 項(b)によれば、「1106 条 1 項(b), (c), (f), (g) および 3 項(a), (b) は、当事国又は

⁵⁴ Separate Opinion by Dr. Bryan Schwartz, para.197.

⁵⁵ Separate Opinion by Dr. Bryan Schwartz, paras.199-200.

⁵⁶ 米国側は、本件の要求がローカルコンテンツ要求 (NAFTA 1106 条 1 項(b)) であると同時に、米国で製造された物品又は米国で提供されるサービスに対する優遇の付与の要求 (同条 1 項(a)) に該当することを認めている。ADF [2003], para.159.

⁵⁷ ADF [2003], para.159.

⁵⁸ ADF [2003], para.159.

⁵⁹ ADF [2003], para.170.

国営企業の調達には適用されない」と規定する。本件では、米国自身による政府調達ではなく、州の調達が問題になっており、しかも上記の条文では「国または国営企業の」政府調達を例外としていたが、仲裁廷は、米国国家予算措置として規制が行われていることを理由として「政府調達」であることを認めた⁶⁰。

(4) Archer Daniels Midland Company and Tate & Lyle Ingredients Americas, Inc. (ADM) v. United Mexican States, ICSID Case No. ARB(AF)/04/5, Award (21 November 2007).

メキシコの制定した生産サービス特別税 (IEPS : Impuesto Especial de Productos y Servicios) の修正条項は、ソフト飲料に 20% の課税を行った。ただし、その適用対象は「高濃度果糖コーン・シロップ」 (HFCS : high fructose corn syrup) のように甘藷糖 (cane sugar) 以外の甘味料を使用した飲料に限定されたため、甘藷糖を使用したソフト飲料は免税措置を受けることになった⁶¹。HFCS を製造・販売する米国企業 ADM 社は、メキシコによる租税措置は自国砂糖産業の差別的保護であるとして NAFTA 1106 条違反を主張した。これに対して、メキシコは、本件措置は投資財産「に関連した」措置ではないと主張し、同条違反を否定した⁶²。

仲裁廷は以下のように判断した。第 1 に、NAFTA 1101 条 3 項により、メキシコは「自国の」投資家を含む NAFTA 地域の全ての投資家に対して PR 禁止義務を負う⁶³。第 2 に、メキシコによる PR は、免税措置を享受するために HFCS の代わりに甘藷糖の使用を要求することであり、NAFTA 1106 条 3 項の「国内コンテンツの要求」 (a 項) および「自国領域内の物品の購入」 (b 項) の要求に該当する。NAFTA 1106 条 3 項は、租税優遇を含めた「便益」 (advantage) の享有に関連した特定の PR を禁止している⁶⁴。第 3 に、メキシコの租税措置は砂糖産業に一般的に便益を付与しており、国内投資家と海外投資家を区別していないが、メキシコ内の砂糖産業は実質的に国内企業に限られている⁶⁵。また、メキシコ内の多くの砂糖精製業者は政府によって所有・管理されている⁶⁶。第 4 に、以上より、メキシコ砂糖産業の構造 [国家産業性] と租税措置の意図の両者から、メキシコ内の砂糖産業に「便益」 (advantages) が与えられている。免税措置から成るこの「便益」は、「投資財産の収益性 (profitability) に対する有害効果 (a detrimental effect) を有していたため」、申立人のメキシコ内の投資財産「に関連して」 (in connection with) 与えられたものである。この便益 (供与) は、甘藷糖の排他的使用を条件とするものであり、さらに申立人が投資財産を有する HFCS 産業に対して差別的であることから、メキシコの租税措置は NAFTA 1106 条 3 項に違反する⁶⁷。

なお、本件では、メキシコによる内国民待遇義務違反 (NAFTA 1102 条) と上記の PR 禁止規定の違反だけが認定されており、違法収用認定は行われていない。仲裁廷は、NAFTA 違反の賠償金としてメキシコに 3300 万米ドルの支払いを命じている。

⁶⁰ この点で、NAFTA 11 章 (投資章) には「政府調達」の定義が定められていないため、仲裁廷は NAFTA 1001 条 1 項および 5 項に規定された「調達」概念を参照している。ADF [2003], paras.161-164.

⁶¹ ADM [2007], para.2.

⁶² ADM [2007], para.218.

⁶³ ADM [2007], para.221.

⁶⁴ ADM [2007], para.223.

⁶⁵ ADM [2007], para.224.

⁶⁶ ADM [2007], para.225.

⁶⁷ ADM [2007], para.227.

本件判断については以下の点を指摘し得る。第1に、PR禁止において「便益」(advantages)付与の点が重視されている。「便益」自体は差別待遇と置き換えられるものであり、実質的にメキシコ砂糖産業を優遇することを意味している(この意味で、内国民待遇義務違反と同趣旨である)。さらに、メキシコ企業と同じ「便益」を得るためには、特定産品(甘藷糖)を使用する必要があることから、同時にPRとなっていると判断されている。第2に、投資財産とPRの関連性が問題となった(後述のCargill事件でもメキシコの租税措置と投資財産の関連性が争点となっている)。この点で仲裁廷は、「収益性に対する有害効果(detrimental effect)」を基準として関連性要件の充足を判断しており、この判断が後にCargill事件でも踏襲されている。

(5) *Corn Products International, INC. v. The United Mexican States*, ICSID Case No. ARB(AF)/04/01, Decision on Responsibility (15 January 2008).

本件では、ADM事件と同様にメキシコの免税措置が問題となり、米国企業CPI社がNAFTA 1106条の違反を申立てた。ただし、申立人が主張根拠を強固に提示しなかったこともあり、仲裁廷はその主張を簡単に退けた。仲裁廷は次のように判断した。メキシコによる課税措置によってCPI社には何らの要求も課されておらず、メキシコはCPI社に対して、投資財産の拡張や現地調達あるいは現地雇用の要求を行っていない。租税措置その他の規制は、国内販売や輸出入等を規律するためのものではない。メキシコの租税措置は、CPIの消費者によるCPI商品の使用を低減させる意図と効果のもとでとられたものではあるが、仮にこれがPRであったとしても、それはソフト飲料製造業者(全体)に課されたものであり、しかも強制的(mandatory)なものではなかった。従って、1106条に関する主張を棄却する⁶⁸。

本件では、メキシコの免税措置に関して、ADM事件とCargill事件とは逆に、NAFTA 1106条の違反が認定されなかった。その根拠は、PRがCPI社に特定の課されたものではなかった点、および強制性の欠如という点に求められている。ただし、その理由付けに関しては、他の2件との相違という点からも、やや問題が残るものと言えよう。

(6) *Cargill, Incorporated v. United Mexican States*, ICSID Case No. ARB(AF)/05/2, Award (18 September 2009).

ADM事件とCorn Products事件と同様に、メキシコの課税優遇措置に関して、米国企業Cargill社は当該課税方式がメキシコ国内産品を使用することを要求するものであり、NAFTA 1106条3項に違反すると主張した。本件では、メキシコの免税措置が投資財産「に関連する」(“in connection with” an investment of the investor)か否かが争われた。メキシコ側は、課税措置はソフト飲料(全体)に課せられたものであり、特別にCargill社の投資財産に対するものではないと主張して「関連性」を否定した。この点で、仲裁廷は以下のように判断した。第1に、PR禁止規定が引用されることは稀であり、解釈のためのガイダンスはないが⁶⁹、同条項の解釈にあたっては条約法条約の解釈手法(31条)を用いる。第2に、メキシコの課税措置がCargill社のメキシコ内での投資財産であるCargill de Mexicoに「関連した」優遇性を条件づけたか否かが問題となる。第3に、ADM事件の仲裁廷は、NAFTA 1106条の「に関連す

⁶⁸ *Corn Products* [2008], para.80.

⁶⁹ *Cargill* [2009], para.313.

る」(in connection with) という文言について、「投資財産の収益性 (profitability) に対して有害な効果 (a detrimental effect) を与えた」ことを理由として、当該課税措置が申立人の投資財産に「関連する」と結論付けている (ADM, para.227)⁷⁰。以上より、仲裁廷はメキシコの租税措置が PR 条項に違反すると判断した。

本件は、ADM 事件と Corn Products 事件と同様の事実 (IEPA 免税問題) に起因しており、既に ADM 事件で判断が下されていた内容を踏襲したものと位置付けられる。特に、投資財産との関連性という NAFTA 固有の判断基準に関しては、ADM 事件裁定を踏襲して「有害効果」(detrimental effect) 基準を適用している点が注目に値する。

(7) Mobil Investments Canada Inc and Murphy Oil Corporation v Canada, ICSID Case No ARB(AF)/07/4

カナダ国内における R&D 要求 (州レベルの措置) について、カナダ・モービル社が NAFTA 1106 条 1 項で禁止された PR (ローカルコンテンツ購入要求) に該当すると申立てた (申立人側の申述書が公開されている⁷¹)。本件は、申立人の主張の中で PR が主要な争点となった初めての事案である。とりわけ、モービル社側は、PR 禁止の解釈に際して、S.D. Myers 事件裁定を引用しつつ、受入国の措置の「形式」だけでなく「実体」(substance) も検討する必要があると主張した (NAFTA 1106 条 1 項は R&D 要求を直接的には禁止していないため)⁷²。なお、本件では ICSID 仲裁廷が 2012 年 5 月 22 日に仲裁裁定を下し、カナダによる 1106 条違反を認定したが、現時点では仲裁裁定が公開されておらず、判断内容は不明である。仮に、モービル社側の PR の主張が全面的に認められたとすれば、カナダの R&D 要求の「実体」が同項のローカルコンテンツ購入要求に該当するという判断を行ったものと解される。

2. 非 NAFTA 事例

Joseph Charles Lemire v. Ukraine, ICSID CASE NO. ARB/06/18, Decision on Jurisdiction and Liability (14 January 2010).

以上の仲裁例はいずれも NAFTA 事案であり⁷³、NAFTA 1106 条の解釈適用事案としての特殊性を有する。これに対して、非 NAFTA の事案として係属したのが Lemire 事件である。2006 年のウクライナ LTR 法 9.1 条は、音楽放送規制であり、「ウクライナで生産された音楽は、各ラジオ機構の全体放送時間の少なくとも 50% を占めなければならない」と規定した。「ウクライナで生産された音楽」とは、作者、编者又は演奏者がウクライナ人である音楽すべてを含む⁷⁴。これに対して米国人 Lemire 氏は、ウクライナの音楽保護措置が米=ウクライナ BIT (1996 年) 2 条 6 項 (PR 禁止条項)⁷⁵に反すると主張した⁷⁶。ウクライナ側は、投資受入国

⁷⁰ Cargill [2009], para.316.

⁷¹ Claimants' Memorial (August 3, 2009), available at [http://www.international.gc.ca/trade-agreements-accords-commerciaux/assets/pdfs/Mobil-Claimants_Memorial.pdf].

⁷² Claimants' Memorial, para.156.

⁷³ なお、仲裁廷の最終的判断は示されなかったものの、Ethyl 事件においても PR 禁止条項の違反が主張されていた。Ethyl Corp. v. Government of Canada, Jurisdictional Award (24 June 1998).

⁷⁴ Lemire [2010], para.501.

⁷⁵ 同条は以下の規定である。"Neither party shall impose performance requirements as a condition of establishment, expansion or maintenance of investments, which require or enforce commitments to export

の公共利益 (the public interest) における環境変動に対応するために、投資受入国側の合理的な程度の規制上の柔軟性 (regulatory flexibility) を維持する必要がある、投資家の正当な期待はこの必要性和均衡させなければならないと反論した⁷⁷。

本件の仲裁廷は以下の判断を示した。第1に、「ウクライナは主権国家として国内事項を規律し、法律を採択する固有の権利 (the inherent right) を有する。この特権は自国の文化政策を定める規則を公布することに及ぶ⁷⁸」。第2に、BIT 2条6項において禁止される「要求」としての「物品やサービスが現地で購入されなければならない」という文言を解釈する。①文言解釈に関して、LTR 法は現地購入要求を特定の定めている訳ではないが、事実上 (de facto)、ウクライナ音楽 (ウクライナ人が作曲、編曲、演奏した音楽) はウクライナに所在している⁷⁹。②同条の趣旨目的に関しては、BIT 前文2項において当事国間の「経済協力をさらに促進する」ことがBITの目的とされており、同2条6項の目的も貿易に関連したものと解される。すなわち、国家が地域産業の保護としてローカル・コンテンツ要求を課すことを避けるのが同条の目的である。この点で、ウクライナLTR法改正の目的は現地産業の保護ではなく、ウクライナの文化遺産[保護]の促進であることから、BIT2条6項に合致する⁸⁰。

本件については以下の点を指摘し得る。第1に、仲裁廷は投資受入国側の主権的権利を大幅に尊重しており、いわゆる「規制権限」論を取り入れている。仲裁廷によれば、投資受入国には「主権国家として」自国文化の保護政策をとる「固有の権利」が認められているという。仲裁廷は欧州諸国で採用されている自国文化保護政策にも十分な配慮を示しており (cf. para.506)、投資受入国側の規制権限を尊重する姿勢を示している。第2に、PR 禁止条項の解釈に際して、仲裁廷は「趣旨目的」を重視し、「経済協力をさらに促進する」というBIT前文の文言からPR 禁止条項の目的を導き出し、その目的 (禁止対象) を「産業」保護に限定して捉えた。すなわち、ウクライナによる「文化」保護政策は、「産業」保護とは異なる目的を有しており、PR 禁止条項の規律対象外であると解した。一般にIIAは締約国間の「経済協力の促進」を協定目的として前文に規定するため、本仲裁廷の解釈を敷衍すると、「非産業」政策はすべてPR 禁止条項の規律対象外となる危険がある。この意味で、本件判断は、PR 禁止条項の適用範囲を過度に狭める危険がある。第3に、NAFTAでは、PR 禁止条項の適用可能性に関して投資財産との「関連性」が争点とされてきたが、本件では投資財産との「関連性」は争われておらず、広くPR 禁止条項の趣旨目的から適用可能性を論じる手法が用いられている⁸¹。

3. 争点と解説

goods produced, or which specify that goods and services must be purchased locally, or which impose any other similar requirements”. *Lemire* [2010], para.503.

⁷⁶ *Lemire* [2010], para.499.

⁷⁷ *Lemire* [2010], para.500.

⁷⁸ *Lemire* [2010], para.505.

⁷⁹ *Lemire* [2010], para.509.

⁸⁰ *Lemire* [2010], para.510.

⁸¹ なお、ウクライナ=米BITでは、“as a condition of establishment, expansion or maintenance of investments”という文言が用いられており、NAFTA事案を参照すれば、この文言を根拠としてPR禁止条項の適用可能性を論じることは十分に可能であったと考えられる。

(1) 形式判断と実体判断

PR 禁止条項の審査方法に関して次の2つの立場がある。第1に、「形式」判断であり、禁止される PR として条文上で列挙された要求に形式 (form) 上 (外見上) 該当するか否かの判断に止まると解する。第2に、「実体」(substance) 判断であり、外見上は PR 禁止に該当しないが、実際効果 (practical effect) の観点から見て、事実上 (de facto) 禁止された PR に該当すると判断するものである。この2つの判断方法に関しては幾つかの仲裁例で争われているが、いずれの仲裁廷も「形式」判断を重視する傾向がある。例えば、Pope and Talbot 事件の仲裁廷は明瞭に「形式」的判断を用いている。S.D. Myers 事件の仲裁廷は、(一応は) 「実体」判断を排除しなかったが、最終的には「形式」的判断に依拠している。

そこで、IIA において PR を広く禁止するためには、禁止される PR を細分化して網羅的に規定しておく他に、以下の方策をとる必要がある。第1に、NAFTA 1106 条5項のような制限規定を設けないことである。NAFTA 事案に関する仲裁廷が「形式」判断を重視するのには理由がある。すなわち、NAFTA 1106 条5項によれば、同1項と3項に列挙された PR のみが禁止の対象とされているため、禁止される PR が明示的・限定的に列挙されていると解されている。実際に、Pope and Talbot 事件の仲裁廷は、同5項を厳格に解釈した結果、形式判断を採用するに至っている。換言すれば、5項と同様の制限条項が設けられていなければ、仲裁廷が「実体」判断に踏み込む可能性が残される。第2に、「実体」判断をも含めて PR を禁止するためには、その旨を条文に明示しておくことが望ましい。例えば、欧州型に見られるように、禁止される PR を例示した上で、「不正又は差別的な措置」を禁止する規定や、「類似の効果をも有する他のあらゆる措置」を禁止する柔軟な文言を用いる方法がある。

(2) 「関連性」要件(有害効果基準)

PR 関連の事案で頻繁に争われるのが、問題の措置と投資との「関連性」である。これは、PR 禁止条項の適用可能性の問題であり、PR 禁止の固有の性質に由来する。本来的に、PR 禁止条項とは投資受入国による特定の PR を禁じるものの、一見すると当該 PR が投資に関連したものが否かが明らかではないからである⁸²。この点を明らかにするために、NAFTA 1106 条3項は、「投資財産に関連した (in connection with)」PR の禁止という適用要件 (関連性要件) を設けている⁸³。

関連性要件の判断基準に関して、NAFTA 関連の例では「有害効果」(detrimental effect) 基準が用いられており、「投資財産の収益性 (profitability) に対して有害な効果 (a detrimental effect) を与えた」ことを理由として関連性が認められる (ADM 事件 para.227、Cargill 事件 para.316)。有害効果基準の場合、投資財産に対する否定的影響が存在すれば関連性が認められるため、PR 禁止条項の適用対象は広がる。他方で、非 NAFTA 事案 (Lemire 事件) では、

⁸² PR 禁止条項の内容によっては、投資活動や投資財産と一切関係のない投資受入国の特定行為を禁止する条文となり得る。例えば、環境規制や労働規制を PR として禁止することも可能であるが、当該 PR が投資財産や投資活動と関連性を有するか否かが明らかではなくなる。

⁸³ 同条は次の規定である。「いずれの当事国も、当事国又は非当事国の投資家による自国領域内での投資に関連して、利益を得ることを又は継続して利益を得ることについて以下の要求の履行を条件とすることはできない」(No Party may condition the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with an investment in its territory of an investor of a Party or of a non-Party, on compliance with any of the following requirements)。

PR 禁止の射程について対照的な判断が示されている。すなわち、「文化」(＝ウクライナ音楽) 保護措置が PR 禁止条項の目的である「産業」保護に該当しないため、PR 禁止条項の規律対象外であると判断されている。本件で明らかにされたように、BIT 前文で「経済協力を促進する」という目的規定が入っている場合、これを PR 禁止条項に読み込んで(＝趣旨目的解釈)、PR の対象を「産業」規制に限定するという判断が導かれる。この解釈手法を用いた場合、投資受入国による環境保護規制、健康保護規制、労働保護規制といった規制は、産業保護規制でない以上、PR 禁止条項の適用対象外であると判断される危険がある。

(3) 優遇措置・差別待遇

性質上、PR 禁止は NT や FET との関連性または重複性が指摘されており、PR 禁止規定違反が認定される場合には、同時に内国民待遇義務違反も認定されると解されてきた⁸⁴。仲裁判断においても、PR と NT の間には密接な関連性があることが示されている。第 1 に、PR と NT は目的の点で共通性を有する。すなわち、PR 禁止条項の趣旨・目的は、投資受入国による自国産業保護政策(内外差別待遇)を禁止することにあるため、NT と規律目的を一にする。ADM 事件と Cargill 事件の仲裁廷は、いずれもメキシコの課税措置が PR 禁止条項に違反すると結論付けたが、その前提として、当該措置が「便宜」(advantage)を実質的に国内産業に与えている点が重視されている。第 2 に、ADF 事件の仲裁廷によれば、「NAFTA 1102 条(NT)と 1106 条(PR)に関する主張は、一緒に検討するのが最も簡便であり、これは、NAFTA 1108 条に依拠する被告の防御が両方の請求に向けられるためである⁸⁵」という。このように、2つの条項は、被申立国が例外規定(1108 条)を援用する際に主張内容が重複することになる。

他方で、NT 義務が内外差別待遇を禁止するものであるのに対して、PR 禁止は特定の要求行為を禁止するものであるため、両者の規律発想は異なっており、PR と NT は完全に一致する訳ではない。第 1 に、PR 禁止条項の違反が自動的に NT 条項の違反を構成するとは限らない。例えば、ローカルコンテンツ要求は、IIA 上の PR 禁止条項に違反するものであるが、すべての製造業者に適用されるローカルコンテンツ要求である場合、NT に必ずしも違反しない⁸⁶。第 2 に、NT 条項の違反が自動的に PR 禁止条項の違反を構成するとは限らない。実際に、S.D. Myers 事件の仲裁廷は、カナダによる NT 義務違反を認定したものの、PR 禁止条項の違反は認定しなかった。このように、両者の判断は常に連動する訳ではない。

IV. 日本型の分析

以下では、日本型の PR 禁止条項を分析した上で今後の条約交渉について提案を行う。なお、日本の PR 禁止条項が実効的に機能していない訳ではないが⁸⁷、条文上で将来的に問題と

⁸⁴ M. Sornarajah, *The International Law on Foreign Investment* (2nd ed., Cambridge U.P., 2004), p.325.

PR 禁止条項は外国人投資家に対してのみ特定 PR を要求する場合が想定されていることから、内国民待遇条項と規律範囲が重複するという。

⁸⁵ ADF [2003], para.150.

⁸⁶ Andrew Newcombe and Lluís Paradell, *supra* note 2, p.422-423.

⁸⁷ そもそも日本企業が ISDS (投資仲裁) に申立てを行った例は僅かである(日系企業による仲裁利用例としてサルカ事件がある)。日本政府が外国企業から投資仲裁に申立てられた例はない。この背景には、日本固有の商慣行やビジネスモデルが指摘されている。Shotaro Hamamoto, “A

なり得る点について指摘しておくことにしたい。

1. 規定方式

日本の IIA で採用されている PR 禁止条項は北米型をシンプルにしたものであり⁸⁸、禁止される PR を具体的に列挙して禁止している⁸⁹。北米型を用いる場合、交渉相手国によっては多様な PR を禁止対象に含めることができるが、交渉状況や国内政策上の障害のために PR 禁止が最低レベル (TRIMs レベル) に止まる場合も生じる (例えば、2012 年に署名された日中韓投資協定第 7 条)。また、北米型の長所と短所に鑑みて、以下の点に注意する必要がある。第 1 に、日本企業の対外投資の保護のためには、PR の網羅列挙を徹底し、想定し得る PR を詳細に規定しておくことが望ましい。また、受入国の立場から見ても、詳細な PR 規定の方が、投資仲裁に紛争が付託された場合に仲裁人の判断裁量を狭めることができ、予測可能性を確保し得る。他方、列挙された PR 以外の新たな PR を禁止し得ない点が北米型の欠点である。上述のように、NAFTA (北米型) 関連の仲裁判断では、特定措置の「実体」よりも「形式」が重視されており、IIA で列挙された禁止 PR に該当するか否かという「形式」判断が行われるからである。

そこで、第 2 に、欧州型の長所を取り入れ、禁止される PR と「類似の効果 (または同等の効果) を有する他のあらゆる措置」を禁止する文言を IIA に挿入することが望ましい。この規定であれば、限定列挙でカバーし切れない新しい PR をも禁止し得る。また、ロイヤリティ料率規制に際して行われる受入国の灰色措置 (許認可付与や免許更新、契約登録手続の遅延といった事実上の要求行為) を禁止するためにも、欧州型に類似した禁止規定を設けることが望ましい。ただし、欧州型のように FET 条項の中で PR 禁止を定める場合、投資家保護の点では保護範囲を拡張することが可能となるが、ISDS の被申立国の観点からすれば仲裁廷の拡大解釈を招く危険は否定し得ない。また、欧州型では市場参入段階の PR を的確に禁止し得ない点で投資自由化に直結しない危険がある。

2. 関連性要件

上記の仲裁例から明らかなように、PR 禁止条項に関しては「関連性」の有無が争点となる。日本の IIA 仲裁は非 NAFTA 事案であるため、仲裁廷が PR 禁止条項の投資「関連性」を厳格に解釈し、PR 禁止条項の適用を否定する危険がある (Lemire 事件参照)。例えば、マレーシアのブミプトラ政策はマレー人優遇政策であり、経済政策を中心とするが (企業設立や課税

Passive Player in International Investment Law: Typically Japanese ?”, in Vivienne Bath and Luke Nottage (eds.), *Foreign Investment and Dispute Resolution Law and Practice in Asia* (2011), pp.60-61.

⁸⁸ 日=ペルー投資協定 6 条 (PR 禁止条項) のように北米型の文言をそのまま用いる例も見られる (後掲資料参照)。

⁸⁹ 禁止される PR の例は最大で 12 項目に及ぶ。①輸出要求 (export requirement)、②輸出制限 (export restriction)、③原材料調達要求 (local procurement requirement)、④物品・サービスの現地調達要求 (local content requirement)、⑤輸出入均衡要求 (export and import balance requirement)、⑥国内販売制限 (domestic sale restriction requirement)、⑦役員国籍要求 (senior management and board of directors: SMBD)、⑧自国民雇用要求 (local citizen employment requirement)、⑨技術移転要求 (technology transfer requirement)、⑩事業本部要求 (head office establishment requirement)、⑪研究開発要求 (research and development requirement)、⑫独占的供給要求・特定地域供給要求 (specific region supply requirement)。

の優遇措置)、公務員採用や国立大学入学における優遇措置も含む。それ故、この政策は経済優遇政策であると同時に民族・文化保護目的を有する国内政策である⁹⁰。この種の政策を対象として ISDS を用いた場合、文化保護政策に関連する限りで投資関連性が否定され、PR 禁止条項の適用可能性が否定される可能性がある⁹¹。

このような事態を避けるための方策として、次のものが考えられる。第1に、PR 禁止条項の関連性要件に関して、NAFTA 関連の仲裁例で確立している「有害効果」基準を条文上で明記することである。NAFTA 事案では、「投資財産の収益性 (profitability) に対して有害な効果 (a detrimental effect) を与えた」ことを理由として、PR 禁止条項の関連性が肯定されている。この基準によれば、受入国における「非経済」的政策 (人種保護政策や文化促進政策) であっても、投資財産への「有害効果」があれば PR 禁止条項で規律することが可能となる。第2に、より端的に関連性要件の適用を排除することである。すなわち、禁止 PR は投資活動と「関連している (in connection with) 必要はない」と明記することである。ただし、この場合、投資協定の目的 (投資保護・投資自由化) との関係で、投資活動と関連性を有さない国家行為を「投資」協定においてどこまで規律し得るのか、という問題が生じ得る。

3. 協定交渉方針

実際に仲裁において争われた例はないものの、日本企業の対外投資活動に際しても、受入国による PR が効率的・機動的なビジネス展開の制約となっている⁹²。特に、中国、インド、ブラジルといった新興経済諸国における知的財産権侵害 (ロイヤリティ料率規制等) は市場参入に対する大きな阻害要因であると同時に、現行 IIA による保護・自由化では不十分な点が残る⁹³。特に問題となっているのが、行政指導によるロイヤリティ料率の変更要求やライセンス契約期間の短期化要求である。また、中国法上の外資参入要件において合弁会社設立を要件としている場合には、実質的に技術移転 (ノウハウ流出) 要求となっている。こうした幅広い PR を直接的に禁止し得るという点で、今後の IIA 交渉において PR 禁止条項への期待が高まることが想定される。そこで以下、現在 (および近い将来) の日本の IIA 交渉に際して、PR 禁止条項に関して考慮しておくべき点を指摘しておこう。

(1) 日ミャンマー投資協定

第1に、日=ミャンマー投資協定 (2012 年秋に締結予定) の中で、PR 禁止条項として現地調達要求や技術移転要求を盛り込む方針が明らかにされている⁹⁴。経済制裁解除後のミャン

⁹⁰ そもそも日=マレーシア EPA 79 条 (PR 禁止条項) は保護レベルが低く、TRIMs レベルに止まる。すなわち、禁止 PR は、①輸出制限、②原材料調達要求、③物品・サービスの使用・購入要求、④輸出入均衡要求の4点に限られている。同79条2項では、EPA 発効後に PR 禁止条項についての協議を行うことが定められている。

⁹¹ 日=マレーシア EPA の留保表 (マレーシア側) 第11項では、サービス関連の投資活動について PR 禁止条項の適用を留保している。

⁹² 笠井清美「TPP に対する経済界の認識—経団連『わが国の通商戦略に関する提言』なぜ日本が TPP 交渉に早期に参加すべきか—」貿易と関税 59 巻 12 号 (2011 年) 64 頁。

⁹³ 拙稿「国際投資協定における知的財産権の保護可能性—自由な技術移転と対価回収の確保—」財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター『投資協定仲裁研究会』報告書 (平成 22 年度) (2011 年 3 月) 51-75 頁 [http://www.meti.go.jp/policy/trade_epa/pdf/FY22BITreport/IPR.pdf]。

⁹⁴ 「ミャンマー市場開拓 後押し 投資協定、今秋締結へ」日本経済新聞 2012 年 5 月 21 日第 1

マーについては、投資先市場としての期待が高まっており、短い期間に数多くの IIA が締結される可能性がある。この点で、同時に複数締結される IIA の投資章において、どこまでの PR を禁止し得るか（例えば、ロイヤリティ料率規制等の PR を禁止対象 PR に盛り込むことが可能か否か）という点は、ミャンマー以外の諸国家との関係でも日本の IIA 交渉力が如実に問われることになる点に注意する必要がある。と同時に、対ミャンマー交渉以降の TPP や日中韓 FTA 交渉にとっても波及効果が大きいと考えられる。

(2) TPP

第 2 に、日本は未だ TPP 交渉への参加を模索している段階であるが、TPP 投資章の全体像は一定程度明らかになっており⁹⁵、PR 禁止条項が含まれることも容易に想像される。ただし、TPP 交渉参加国の IIA においては、禁止 PR の範囲に差異があるため、交渉の行方には注意を要する。まず、米豪 FTA と米ペルー FTA はいずれも北米型を採用しており、広範囲の PR を禁止しつつ、同時に投資受入国による利益供与の条件としての PR は例外として認める規定となっている。他方で、AANZFTA（ASEAN=豪=NZ の FTA）は TRIMs レベルの PR 禁止条項しか設けていないため、保護レベルは最低基準である（ASEAN 側の主張を取り入れたものと解される）。今後の TPP 交渉では、米豪 FTA や米ペルー FTA において設けられている PR 禁止が交渉のたたき台として用いられると想定されるが⁹⁶、東南アジア諸国における特殊な保護政策について例外（留保）が設けられるか、あるいは禁止 PR レベルにおいて TRIMs レベルに引き下げる提案が出てくる可能性も否定し得ない。日本の交渉方針（交渉参加した場合）については、北米型を基本的なスタンスとしつつ、日本が他の交渉参加国との間に締結した IIA における PR 禁止条項を交渉材料として用いる（ことができるようにしておく）必要がある。この意味でも、ASEAN 諸国（特にマレーシア）との PR 条項改訂協議を同時に進め、禁止 PR レベルを引き上げておく必要がある。

(3) 日中韓 FTA

第 3 に、TPP と同じく日本にとって重要となるのが、日中韓 FTA 交渉である（2012 年中に条文交渉が開始される予定である）。日中韓 FTA においては、中国における知的財産権侵害を如何に阻止するか（阻止させるか）が 1 つの焦点となるため、投資章の PR 禁止条項にも期待が高まることが想像される。また、日中韓投資協定⁹⁷が 2012 年 5 月に署名されているため、これを踏み台にして日中韓 FTA 投資章が形成されるものと予想される。ただし、日中韓投資協定における PR 禁止条項は極めて不十分な保護レベルに止まっている。同協定 7 条は、PR 禁止に関して TRIMs レベルの導入に止まっており（7 条 1 項）、具体的に禁止される PR として輸出要求と技術移転要求を挙げるものの、「不当な又は差別的な措置」を禁止するに止まる（7 条 2 項）。そのため、日中韓 FTA 交渉においては、PR 禁止条項における禁止 PR

面。

⁹⁵ 拙稿「TPP における投資保護と投資自由化」ジュリスト 1443 号（2012 年 7 月）48-53 頁。

⁹⁶ 中川淳司「TPP で日本はどう変わるか？ 第 6 回 TPP の内容（4）投資」貿易と関税 60 巻 1 号（2012 年）27 頁。

⁹⁷ Agreement among the Government of Japan, the Government of the Republic of Korea and the Government of the People's Republic of China for the Promotion, Facilitation and Protection of Investment.

の列挙事項を増やす、あるいは「類似効果」を有する措置を禁ずる文言を挿入するよう、交渉を進めていく必要がある。

おわりに

IIA における PR 禁止条項は法的争点として扱われてきた歴史がなく、純粋に経済効率に依拠する条項であると解されてきた。実際に、IIA 仲裁で争われた例も僅かであり、理論的な分析を要する論点もない。その反面、投資受入国による多様な履行要求を具体的・特定の禁止し得る点で、投資保護・自由化に資する側面は大きく、実務的な対応は大いに期待される場所である。実際に、1980年代の PR 禁止条項は、現在の欧州型のように抽象的禁止規定に止まっていたが、その後、北米型は禁止対象の PR を詳細に列挙する方式に転換し、欧州型とは異なる独自の発展を遂げた。日本型は、北米型に追従する形で禁止内容を詳細化してきたため、北米型の発展過程を分析し、今後の展開にも注意しておく必要がある。

今後の交渉方針に関して以下の点を指摘しておこう。第1に、PR 禁止条項に関しては、各国の IIA において統一的な規定が設けられる訳ではなく、北米型と欧州型以外にも TRIMs レベルに抑えるものもあり、その内容は極めて多様である。換言すれば、交渉相手国によって禁止内容を柔軟に変化させることができる点が、PR 禁止条項の特徴である。そのため、できるだけ数多くの多様な PR 禁止条項を把握した上で、規律形式の類型化を行い、如何なる条項による禁止が有効であるかを普段から分析しておく必要がある。第2に、PR 禁止条項によって投資受入国の具体的要求行為を規律し得るものの、IIA 仲裁で争点となるのは、PR 禁止条項の適用範囲・適用要件であることが多い（関連性要件、有害効果基準など）。そのため、禁止対象の PR を詳細化・具体化・複数化する作業と同時に、条項自体の適用可能性に関しても条文上で工夫しておく必要がある。第3に、ロイヤリティ料率規制の場合のように、PR 禁止条項以外の単独条項によって投資受入国の特定行為を禁止する方策も同時に検討しておく必要がある。

資料

1. WTO-TRIMs 協定

Article 2 National Treatment and Quantitative Restrictions

1. Without prejudice to other rights and obligations under GATT 1994, no Member shall apply any TRIM that is inconsistent with the provisions of Article III or Article XI of GATT 1994.

2. An illustrative list of TRIMs that are inconsistent with the obligation of national treatment provided for in paragraph 4 of Article III of GATT 1994 and the obligation of general elimination of quantitative restrictions provided for in paragraph 1 of Article XI of GATT 1994 is contained in the Annex to this Agreement.

ANNEX Illustrative List

1. TRIMs that are inconsistent with the obligation of national treatment provided for in

paragraph 4 of Article III of GATT 1994 include those which are mandatory or enforceable under domestic law or under administrative rulings, or compliance with which is necessary to obtain an advantage, and which require:

- (a) the purchase or use by an enterprise of products of domestic origin or from any domestic source, whether specified in terms of particular products, in terms of volume or value of products, or in terms of a proportion of volume or value of its local production; or
- (b) that an enterprise's purchases or use of imported products be limited to an amount related to the volume or value of local products that it exports.

2. TRIMs that are inconsistent with the obligation of general elimination of quantitative restrictions provided for in paragraph 1 of Article XI of GATT 1994 include those which are mandatory or enforceable under domestic law or under administrative rulings, or compliance with which is necessary to obtain an advantage, and which restrict:

- (a) the importation by an enterprise of products used in or related to its local production, generally or to an amount related to the volume or value of local production that it exports;
- (b) the importation by an enterprise of products used in or related to its local production by restricting its access to foreign exchange to an amount related to the foreign exchange inflows attributable to the enterprise; or
- (c) the exportation or sale for export by an enterprise of products, whether specified in terms of particular products, in terms of volume or value of products, or in terms of a proportion of volume or value of its local production.

2. France Model BIT (2006) Art.3 (1999 年の Model BIT 4 条)

<p>Either Contracting Party shall extend fair and equitable treatment in accordance with the principles of International Law to investments made by nationals and companies of the other Contracting Party on its territory or in its maritime area, and shall ensure that the exercise of the right thus recognized shall not be hindered by law or in practice.</p> <p>In particular though not exclusively, shall be considered as de jure or de facto impediments to <u>fair and equitable treatment any restriction on the purchase or transport of raw materials and auxiliary materials, energy and fuels, as well as the means of production and operation of all types, any hindrance of the sale or transport of products within the country and abroad, as well as any other measures that have a similar effect.</u></p>	<p>Chacune des Parties contractantes s'engage à assurer, sur son territoire et dans ses zones maritimes, un traitement juste et équitable, conformément aux principes du droit international, aux investissements des nationaux et sociétés de l'autre Partie et à faire en sorte que l'exercice du droit ainsi reconnu ne soit entravé ni en droit ni en fait.</p> <p>Sont considérés comme des entraves de droit ou de fait au <u>traitement juste et équitable toute restriction à l'achat et au transport de matières premières et de matières auxiliaires, d'énergie et de combustibles, ainsi que de moyens de production et d'exploitation de tout genre, toute entrave à la vente et au transport des produits à l'intérieur du pays et à l'étranger, ainsi que toutes autres mesure ayant un effet analogue.</u></p>
--	---

3. Canada Model BIT (2004)

Art.7 Performance Requirements

1. Neither Party may impose or enforce any of the following requirements, or enforce any commitment or undertaking, in connection with the establishment, acquisition, expansion, management, conduct or operation of an investment of an investor of a Party or a non-Party in its territory:

- (a) to export a given level or percentage of goods;
- (b) to achieve a given level or percentage of domestic content;
- (c) to purchase, use or accord a preference to goods produced or services provided in its territory, or to purchase goods or services from persons in its territory;
- (d) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with such investment;
- (e) to restrict sales of goods or services in its territory that such investment produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings;
- (f) to transfer technology, a production process or other proprietary knowledge to a person in its territory, except when the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by a court, administrative tribunal or competition authority, to remedy an alleged violation of competition laws or to act in a manner not inconsistent with other provisions of this Agreement; or
- (g) to supply exclusively from the territory of the Party the goods it produces or the services it provides to a specific regional market or to the world market.

2. A measure that requires an investment to use a technology to meet generally applicable health, safety or environmental requirements shall not be construed to be inconsistent with paragraph 1(f). For greater certainty, Articles 3 and 4 apply to the measure.

3. Neither Party may condition the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with an investment in its territory of an investor of a Party or of a non-Party, on compliance with any of the following requirements:

- (a) to achieve a given level or percentage of domestic content;
- (b) to purchase, use or accord a preference to goods produced in its territory, or to purchase goods from producers in its territory;
- (c) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with such investment; or
- (d) to restrict sales of goods or services in its territory that such investment produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings.

4. Nothing in paragraph 3 shall be construed to prevent a Party from conditioning the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with an investment in its territory of an investor of a Party, on compliance with a requirement to locate production, provide a service, train or employ workers, construct or expand particular facilities, or carry out research and development, in its territory.

5. Paragraphs 1 and 3 shall not apply to any requirement other than the requirements set out in those paragraphs.

6. The provisions of:

- (a) Paragraphs (1) (a), (b) and (c), and (3) (a) and (b) shall not apply to qualification requirements for goods or services with respect to export promotion and foreign aid programs;
- (b) Paragraphs (1) (b), (c), (f) and (g), and (3) (a) and (b) shall not apply to procurement by a Party or a state enterprise; and
- (c) Paragraphs (3) (a) and (b) shall not apply to requirements imposed by an importing Party relating to the content of goods necessary to qualify for preferential tariffs or preferential quotas.

4. CARICOM Guidelines for Use in the Negotiation of Bilateral Treaties (1984)

Performance Obligations

(i) CARICOM countries should not accept any restrictions on their freedom to impose performance obligations;

(ii) performance obligations, which should include but not limited to, export performance, employment, conformity with national laws and with trade union practices, and transfer of technology, should be linked to the benefits to be derived and in this context provision should be made for such obligations to be reviewed periodically.

5. 米=ジャマイカ BIT 2 条 5 項

Treaty between the United States of America and Jamaica concerning the Reciprocal Encouragement and Protection of Investment. Art. 2 (5)

Neither Party shall impose performance requirements as a condition of establishment, expansion or maintenance of investments, which require or enforce commitments to export goods produced, or which specify that goods or services must be purchased locally, or which impose any other similar requirements, provided, however, that nothing in this paragraph shall preclude a Party from providing benefits and incentives to investments which export a proportion of the goods produced.

6. 日=タイ EPA (2007 年発効)

Agreement between Japan and the Kingdom of Thailand for an Economic Partnership

Article 97 Performance Requirements

1. Nothing in this Chapter shall prevent either Party from imposing or enforcing, as a condition for investment activities in its Area, any performance requirements, unless otherwise specified in Part 1 of Annex 6.

2. Nothing in this Chapter shall prevent either Party from imposing or enforcing, as a condition for granting or continued granting of an advantage, any performance requirements in connection with investment activities in its Area, unless otherwise specified in Part 1 of Annex 6.

3. Nothing in this Article and Annex 6 shall affect the rights and obligations of the Parties under the Agreement on Trade Related Investment Measures in Annex 1A to the WTO Agreement, as may be amended.

7. 日=チリ EPA (2007 年署名、同年発効)

Agreement between Japan and the Republic of Chile for a Strategic Economic Partnership

Article 77 Performance Requirements

1. Neither Party may impose or enforce any of the following requirements, or enforce any commitment or undertaking, in connection with investment activities of an investor of a Party or of a non-Party in its Area:

(a) to export a given level or percentage of goods or services;

(b) to achieve a given level or percentage of domestic content;

(c) to purchase, use or accord a preference to goods produced or services supplied in its Area, or to purchase goods or services from persons in its Area;

(d) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with investments of the investor;

(e) to restrict sales of goods or services in its Area that investments of the investor produce or supply by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings;

(f) to transfer technology, a production process or other proprietary knowledge to a person in its Area except when:

(i) the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by a court of justice, administrative tribunal or competition authority to remedy a practice determined after judicial or administrative process to be anti-competitive under its competition laws and regulations; or

(ii) the requirement concerns the transfer of intellectual property rights which is undertaken in a manner not inconsistent with the TRIPS Agreement; or

(g) to supply to a specific region or the world market exclusively from its Area, the goods that the investor produces or the services that the investor supplies.

2. Neither Party may condition the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Party or of a non-Party in its Area, on compliance with any of the following requirements:

(a) to achieve a given level or percentage of domestic content;

(b) to purchase, use or accord a preference to goods produced in its Area, or to purchase goods from persons in its Area;

(c) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with investments of the investor; or

(d) to restrict sales of goods or services in its Area that investments of the investor produce or supply by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings.

3.

(a) Nothing in paragraph 2 shall be construed to prevent a Party from conditioning the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Party or of a non-Party in its Area, on compliance with a requirement to locate production, supply a service, train or employ workers, construct or expand particular facilities, or carry out research and development, in its Area.

(b) Subparagraphs 1(a), 1(b), 1(c), 2(a) and 2(b) shall not apply to qualification requirements for goods or services with respect to export promotion and foreign aid programs.

(c) Subparagraphs 1(b), 1(c), 1(f), 1(g), 2(a) and 2(b) shall not apply to government procurement.

(d) Subparagraphs 2(a) and 2(b) shall not apply to requirements imposed by an importing Party relating to the content of goods necessary to qualify for preferential tariffs or preferential quotas.

4. Paragraphs 1 and 2 shall not apply to any requirement other than the requirements set out in those paragraphs.

8. 日=スイス EPA (2009 年署名、同年発効) (TRIMs 取込型)

Article 96 Prohibition of Performance Requirements

For the purposes of this Chapter, the Annex to the Agreement on Trade-Related Investment

Measures in Annex 1A to the WTO Agreement is hereby incorporated into and made part of this Agreement, *mutatis mutandis*.

9. 日=ペルーBIT (2011年署名)

<p>Article 6 Prohibition of Performance Requirements</p> <p>1. Neither Contracting Party shall impose or enforce any of the following requirements as a <u>condition for investment activities</u> in its Area of investors of a Contracting Party or of a non-Contracting Party:</p> <p>(a) to export a given level or percentage of goods or services;</p> <p>(b) to achieve a given level or percentage of domestic content;</p> <p>(c) to purchase, use or accord a preference to goods produced or services provided in its Area, or to purchase goods or services from natural or legal persons or any other entity in its Area;</p> <p>(d) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with investments of that investor;</p> <p>(e) to restrict sales of goods or services in its Area that investments of that investor produce or provide by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings;</p> <p>(f) to transfer technology, a production process or other proprietary knowledge to a natural or legal person or any other entity in its Area, except when the requirement (i) is imposed or enforced by a court, administrative tribunal or competition authority to remedy an alleged violation of competition laws; or (ii) concerns the transfer of intellectual property rights which is undertaken in a manner not inconsistent with the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights in Annex 1C to the WTO Agreement (hereinafter referred to as “the TRIPS</p>	<p>第6条 特定措置の履行要求の禁止</p> <p>1. いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の<u>投資活動の条件</u>として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。</p> <p>(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。</p> <p>(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。</p> <p>(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。</p> <p>(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。</p> <p>(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。</p> <p>(f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。</p> <p>(i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合</p> <p>(ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下「貿易関連知的所有権協定」という。)に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合</p>
--	---

<p>Agreement”);</p> <p>Note: Nothing in subparagraph (f) shall be construed to prevent a Contracting Party, in connection with investment activities in its Area, from imposing or enforcing a requirement or enforcing a commitment to train workers in its Area, provided that such training does not require the transfer of a particular technology, production process or other proprietary knowledge to a person in its Area.</p> <p>(g) to locate the headquarters of that investor for a specific region or the world market in its Area; or</p> <p>(h) to supply one or more of the goods that the investor produces or the services that the investor provides to a specific region or the world market, exclusively from the Area of the former Contracting Party.</p>	<p>注釈 この規定は、締約国が、自国の区域内における投資活動に関し、当該区域内の労働者を訓練する要求を課し、若しくは強制すること又は訓練する約束を強制することを妨げるものと解してはならない。ただし、そのような訓練については、特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転することを要求しないことを条件とする。</p> <p>(g) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。</p> <p>(h) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。</p>
<p>2. Neither Contracting Party may condition the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area, on compliance with any of the following requirements:</p> <p>(a) to achieve a given level or percentage of domestic content;</p> <p>(b) to purchase, use or accord a preference to goods produced or services provided in its Area, or to purchase goods or services from natural or legal persons or any other entity in its Area;</p> <p>(c) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with investments of that investor; or</p> <p>(d) to restrict sales of goods or services in its Area that investments of that investor produce or provide by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings.</p>	<p>2. いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次のいずれの要求にも従うことを求めることができない。</p> <p>(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。</p> <p>(b) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。</p> <p>(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。</p> <p>(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。</p>

<p>3. Nothing in paragraph 2 shall be construed to prevent a Contracting Party from conditioning the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investments in its Area, on compliance with a requirement to locate production, provide a service, train or employ workers, construct or expand particular facilities, or carry out research and development, in its Area.</p>	<p>3. 2 のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における投資財産に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行う要求に従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。</p>
--	---

10. 日中韓投資協定(2012年)

<p>Article 7 Prohibition of Performance Requirements</p>	<p>第7条 特定措置の履行要求の禁止</p>
<p>1. The provisions of the Agreement on Trade-Related Investment Measures in Annex 1A to the WTO Agreement are incorporated into and made part of this Agreement, mutatis mutandis and shall apply with respect to all investments under this Agreement.</p>	<p>1. 世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すものとし、この協定の下での全ての投資財産について適用される。</p>
<p>2. No Contracting Party shall, in its territory, impose unreasonable or discriminatory measures on investment by investors of another Contracting Party concerning performance requirements on export or transfer of technology.</p>	<p>2. いずれの締約国も、自国の領域内において、輸出又は技術の移転についての特定措置の履行要求に関し、他の締約国の投資家の投資に対し、不当な又は差別的な措置を課してはならない。</p>